

主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等の概要

(2022年1月現在)

| | 日本 | 米国 | 英国 | ドイツ | フランス |
|--------------------|-----------------------|---|----------------------|---------------------------------------|------------------------|
| 配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み | 配偶者（特別）控除 （最大38万円） | 夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択 | 婚姻控除（注1） （最大19万円） | 夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択 | 世帯単位課税 （N分N乗方式）（注3） |
| 課税単位 | 個人単位課税 | 個人単位課税と 夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択制 | 個人単位課税 | 個人単位課税と 夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択制 | 世帯単位課税 （N分N乗方式） |
| （参考） 私有財産制度 | 夫婦別産制 | 州により異なる | 夫婦別産制 | 夫婦別産制（注2） | 法定共通制（注4） |

（注1） 英国では、自らの基礎控除（12,570ポンド（194万円）：高所得者については控除額が逡減・消失）を全額使い切れなかった場合、その残額（最大1,260ポンド（19万円））を配偶者（給与所得者の場合、給与所得が50,270ポンド（774万円）以下で所得税の基礎税率である20%が適用される者が対象）の基礎控除額に移転することができる。

（注2） ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行うことができるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

（注3） フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦1人の場合2.5、夫婦2人の場合3、以降被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

（注4） フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

（備考） 邦貨換算レートは、1ポンド=154円（裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。